



危険物・少量危険物の貯蔵、取扱いについて

1. 消防法では、火災の危険性が大きい物質を危険物として規制しています。危険物には消防法により「指定数量」が定められており、危険物の量が指定数量以上の場合は、許可を受ける必要があります。また、指定数量未満であっても、指定数量の5分の1以上であれば、少量危険物となり、糸満市火災予防条例で規制され、届出が必要になります。

数量	構造・設備	届出等	貯蔵・取扱いの基準
指定数量以上	規制あり	許可必要	規制あり (消防法)
指定数量の5分の1以上 ～指定数量未満 (※個人住居の場合2分の1以上)	規制あり	届出必要	規制あり (糸満市火災予防条例)
指定数量の5分の1未満	×	×	規制あり (糸満市火災予防条例)

(注) 指定数量の5分の1未満であっても、届出等は必要ありませんが、危険物の貯蔵・取扱いの基準はありますのでご注意ください。

指定数量（消防法による危険物の品名ごとに定められた数量です）

代表的な危険物	指定数量	指定数量の5分の1以上～指定数量未満
ガソリン・混合油	200ℓ	40ℓ以上～200ℓ未満
灯油・軽油	1,000ℓ	200ℓ以上～1,000ℓ未満
重油	2,000ℓ	400ℓ以上～2,000ℓ未満
エンジンオイル	6,000ℓ	1,200ℓ以上～6,000ℓ未満

※品名が異なる危険物を同一の場所で貯蔵・取扱いしている場合は合算となります。貯蔵している危険物の量を指定数量で割って、合算した数量が1以上であれば許可が必要であり、0.2以上～1未満であれば届出が必要になります。

(例) ガソリン 100ℓ、灯油 500ℓを貯蔵している場合

$$\text{ガソリン (100ℓ)} \div \text{指定数量 (200ℓ)} = 0.5$$

+

$$\text{灯油 (500ℓ)} \div \text{指定数量 (1,000ℓ)} = 0.5$$

$$\text{合計} = 1$$

指定数量が1以上になり許可が必要

(例) ガソリン 20ℓ、灯油 100ℓを貯蔵している場合

$$\text{ガソリン (20ℓ)} \div \text{指定数量 (200ℓ)} = 0.1$$

+

$$\text{灯油 (100ℓ)} \div \text{指定数量 (1,000ℓ)} = 0.1$$

$$\text{合計} = 0.2$$

指定数量が5分の1以上になり届出が必要

2. 貯蔵・取扱いの基準（指定数量未満）

- ・みだりに火気を使用しないこと。
- ・常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- ・危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ・容器は、危険物の性質に適応し、かつ破損、腐食、さけめ等がないこと。
- ・容器は、みだりに転倒、落下等粗暴な行為をしないこと。
- ・容器は、地震等により容易に転落、転倒又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

3. 少量危険物の貯蔵・取扱いについて

屋内で少量危険物を貯蔵・取扱いをする場合の主な基準

- ・見やすい箇所に標識及び掲示板を設ける。
- ・消火器を設置する。
- ・壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものとする。
- ・窓及び出入口には、防火設備を設ける。
- ・床（液状の危険物の場合）は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける。
- ・彩光、照明及び換気を設ける。（引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵・取扱う場合は、排出設備が必要です。また、照明等電気工事は、防爆工事がが必要です）



屋外で少量危険物を貯蔵・取扱いをする場合の主な基準

- ・見やすい箇所に標識及び掲示板を設ける。
- ・消火器を設置する。
- ・貯蔵・取扱う場所の周囲には、※空地を確保するか、防火上有効な塀を設ける。（ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない）
- ・液状の危険物については、周囲に囲いを設け、又は防油堤等の措置を講じるとともに、地盤面はコンクリートその他浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び、ためます又は油分離装置を設ける。

※空地

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1 メートル以上
その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1 メートル以上
	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2 メートル以上

(注) 指定数量の 5 分の 1 以上の危険物をタンクで貯蔵する場合は、タンクの材質、板厚、通気管、液面計、防油堤等の規制があります。

※その他にも様々な規制がありますので、詳しくはお近くの消防本部までお問合せ下さい。
また、指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いをする場合にはさらに厳しい規制がありますのでご注意下さい。



問い合わせ先
糸満市消防本部 予防課 危険物担当
電話番号 098-992-3661